

ぶりに関する令和8管理年度（ぶりでは令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

ぶり

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
試行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県ぶり漁業	試行水準